

ご注意

321

「宛名、番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名、番号を記入してください。提出する場合は、提出先へ送付してください。

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

提出先

前橋市役所 市民税課 特別徴収係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

年 度		1 現年度	2 新年度	3 両年度
(宛先) 前橋市長	特別徴収義務者 指 定 番 号			
	宛 名 番 号			
年 月 日 提出	担 連 当 絡 者 先	所 属		
	氏 名			
フリガナ	電 話	内線 ()		
	氏 名			
氏 名	異 動 の 事 由			
	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
生年月日	1 退職			
	2 転勤			
個人番号	3 休職・長欠			
	4 死亡			
受給者番号	5 支払少額・不定期			
	6 合併・解散			
1月1日 現在の住所	7 その他			
	その他の事由・理由			
異動後の 住 所	1 特別徴収継続			
	2 一括徴収			
				3 普通徴収 (本人納付)

1 特別徴収継続の場合

※電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記入してください。受給者番号の記載がない場合は、前橋市で付番します。

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号※

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

右から
番号を
記入

1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合

理由

1 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3 普通徴収の場合

理由

1 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3 死亡による退職であるため

前橋市処理欄

宛名
番 号

メモ

有・無

済期月・開始期月

入力

照合

月末の最終開庁日までに受理し、計算が終了した届出書については、翌月中旬までに特別徴収税額変更通知書を発送します。
発送前に前橋市から事前の月割額の電話連絡等はいりません。新年度分は、4月15日までに提出してください。

コピーしてご利用ください。